

相模原市告示第 2 9 2 号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を次のように告示する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢 1 0 歳代後半から 2 9 歳代程度の男性

頭部及び第一頸椎から第三頸椎までを欠損し、胸部及び両上腕部は骨露呈

上記の者は、令和 7 年 4 月 1 2 日、相模原市緑区鳥屋字奥野 3 6 2 7 番地 2 5 0 先宮ヶ瀬湖上において、うつ伏せで湖面に浮いているところを発見されたものです。

遺体は火葬に付し、保管してあります。お心当たりの方は、当市生活福祉課までお申し出ください。

令和 7 年 6 月 1 3 日

相模原市長 本村 賢太郎